

令和8年度県央圏域地域おこし協力隊定着促進事業企画運営等業務

企画提案審査要領

令和8年3月

岩手県盛岡広域振興局

## 令和8年度県央圏域地域おこし協力隊定着促進事業企画運営等業務企画提案審査要領

この企画提案審査要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度県央圏域地域おこし協力隊定着促進事業企画運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う審査基準について、必要な事項を定めるものである。

### 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記2に定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告する。

### 2 審査基準

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおり。

審査項目	審査の観点	配点
企画提案内容	業務趣旨を達成するため、効果的・効率的な提案となっているか。	20
	現役の隊員だけでなく地域おこし協力隊経験者を含む多くの参加者を確保するための具体的・効率的な提案となっているか。	15
	交流会のプログラムが、参加者同士の相互理解と継続的なネットワーク形成を効果的に促す提案となっているか。	15
	フォローアップにおける支援体制及び方法が具体的かつ実効性があるか。	10
業務実施体制	実施体制・スケジュールは、本業務を達成するのに適当なものであるか。	20
業務実績	業務実績は、提案内容を確実に実行できる十分なものと認められるか。	10
積算の妥当性	積算項目・金額は、企画提案内容と整合性がとれているか。	10
計		100

### 3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び委員会の場における参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び録画媒体の使用を認めるが、これらの機材等は参加者が準備することを原則とし、事前に県に連絡することとする。  
なお、追加資料等の提出は認めない。
- (3) プレゼンテーションの順番については、企画提案書提出の受付順とする。
- (4) 委員会への参加方法は、オンラインも可能とする。
- (5) 参加者が3者を超える場合には、県が、企画提案書等の審査（以下「1次審査」という。）を実施し、上位と評価された3者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (6) 参加者が3者以下であった場合には、1次審査は行わない。
- (7) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位 5点、2位 3点、3位 1点）を付け、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。  
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (8) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。